

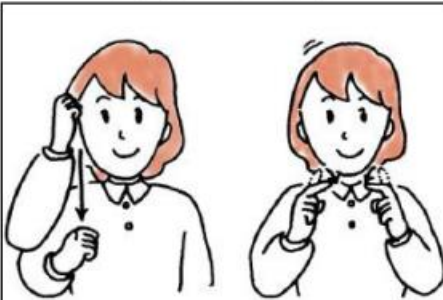
5月は手話月間です

「手話の普及推進を通じて、県民みんながお互いを大切に、支えあう社会を実現したい。」その理想を掲げて**神奈川県手話言語条例**が施行されました。そして、この趣旨に則って、**神奈川県手話推進計画**が策定されました。

神奈川県教育委員会では、平成28年度から毎年5月を「手話月間」としています。ぜひ、この機会に児童・生徒の手話への理解が深まるよう取組を進めましょう。

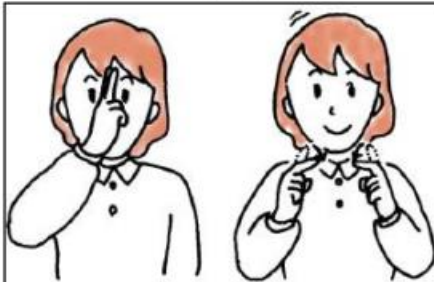
やってみよう 手話のあいさつ

おはようございます



「朝」という手話（右手のこぶしを下に下ろす）と「あいさつ」という手話（人差し指を折り曲げる）をあわせませす。

こんにちは



「昼」という手話（指で12時を表す）と「あいさつ」という手話（人差し指を折り曲げる）をあわせませす。

ありがとう



左手の手のひらは下向き、右手で一回切るようにします。

■ 神奈川県手話言語条例について

県民の手話に対する理解を深め、手話を利用しやすい環境を整備していくことが必要であると考え、平成27年4月1日に、手話の普及等に関する施策を推進するための条例が施行されました。

この条例では、ろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会の実現をめざして、

- 基本理念
 - 県の責務・県民、事業者の役割
 - 手話推進計画
- 等について定めています。



県PRキャラクター
かながわのキンタロウ

※福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課のホームページ「神奈川県手話言語条例」から、手話言語条例の全文が手話動画でご覧いただけます。

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7j/cnt/f537527/p1192603>

■ 神奈川県手話推進計画について

神奈川県手話言語条例に則って、平成28年3月に「神奈川県手話推進計画」を策定しました。（令和4年3月改定）

計画の方向性は次の3つです。

- 1 手話の普及
- 2 手話に関する教育及び学習の振興
- 3 手話を使用しやすい環境の整備

この方向性を踏まえ、県が取組む施策として、

- 児童・生徒の学びを充実する。
- 教員向けの手話研修を充実する。
- 手話を学ぶためのしくみを充実する。

があげられます。